

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 4 回会議要旨

＜出席者＞

外部評価委員（5 名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員
事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（6 名）

補助事業 1「協働推進事業助成」

2「地域協働事業への支援」

3「まちづくり活動助成」

15「公衆浴場設備費助成」

16「公衆浴場改築改修費助成」

17「公衆浴場資金の貸付及び利子補給」

45「消費者活動事業助成」

58「ミニ博物館運営事業助成」

59「新宿区文化財保護事業に関する補助金」

81「外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金」、

地域調整課長、生涯学習コミュニティ課長、柏木特別出張所長、

消費者支援等担当課長、文化観光国際課長、多文化共生担当副参事

＜開催日＞

平成 22 年 7 月 16 日（金）

＜場所＞

区役所本庁舎 6 階 会議室

＜開会＞

1 ヒアリングの実施

【部会長】

それでは、ヒアリングを始めさせていただきます。

＜委員紹介＞

＜説明者自己紹介＞

【説明者】

「協働推進事業助成」で、NPO 活動資金助成についてのご説明をさせていただきます。

このNPO活動資金助成といいますのは、会社の方から寄付を募りまして、それと一般財源100万円を投入して、それを基金にする形で積み立てをいたします。その基金の運用利子及びそこから取り崩したものを、この補助金の財源に充てるというものです。

この補助金の助成の趣旨は、NPOが活動していく上で、特にネックになっている財政的な基盤の弱さがございますので、NPOの事業を財政面で支援をすることです。そのことを通じて、区内でより多くのNPOが自立する実行力を持ち、新たなサービスを担って活躍していただく。それで豊かな地域社会を形成していただきたいということで始めたものです。

この実績等について簡単にお話しさせていただきますと、21年度は4件の助成で、交付総額145万円です。ちなみに20年度につきましては8事業、8団体、交付額が助成総額267万1,634円です。

19年度につきましては、8団体、交付額、決定額が298万5,000円となっています。21年度につきましては、若干助成の対象団体は減っているというところですが、この助成を通じてNPOが活動する上での財政的な脆弱性を、この助成によって補てんをしていくということで、一定の効果が上がっていると考えています。

【部会長】

多少類似しております「協働推進事業助成」と「まちづくり活動助成」について次に説明していただいて、一括してまず質問をし、後半に公衆浴場関係で簡単なお説明をいただいて、質疑をし、と進めたいと思います。

【説明者】

「まちづくり活動助成」について説明をさせていただきます。

新宿区に、今、10地区、出張所管内ごとに町会等の地域団体から選出された方や、公募の委員で構成されている地区協議会がございます。地域課題の解決ですとか、行政へのご提言というような活動をしていただいております。そういった活動につきまして、1地区上限200万円です。区が事業補助をしているという事業です。

21年度決算で見ますと、1,538万870円という執行で、地域における課題解決に向けたまちづくり活動を通し、各地域の住民自治の充実ということが図られているという評価をさせていただいているものです。

【部会長】

ありがとうございます。では、ご質問していただきたいと思います。どうぞご自由にお願いします。

【委員】

1番「協働推進事業助成」と3番「まちづくり活動助成」は、地域に協働で事業を活性化させていくという趣旨で一緒だと思います。そういう事業が統合できないかという可能性についてですが、どうも1番はかなり補助事業の形態としては、いい事業になってきているのかなと。だけど、本当に補助事業が目指している支援、その後の自立といいますか、そういうことをちゃんと完結してできるようなシステムになっているのかなというのが、課題だったのですが、

その辺はこれからまだまだという。

地区協議会は始まったばかりで、性格としては、何か同じような、協働を通じて地区、地域を活性化させるという意味では、もうちょっと統合したような考え方で補助というのを考えたほうがいいのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【説明者】

「協働推進事業助成」は、NPO団体の事業に対しての助成です。NPOが地域で活動するに当たって、どうしても財政的に弱い部分がありますので、そこを支えて活動をしやすくしてもらうことです。それを通じて、地域の中で地元の方とのいろんなコミュニケーションだとかコミュニティの形成というのもありますけれども、趣旨とすると、NPO団体に対する援助・助成です。

「まちづくり活動助成」は、地域コミュニティ団体の活動ということで、NPOに限定しているわけではなくて、さまざまな形でコミュニティの形成に向けて、地区協議会の事業に対して補助という意味です。

目指すところは、共通する部分、かぶってくる場合もあると思います。しかし、その手段としては若干違ってくる部分もありますので、今のところ地域文化部としましては、NPOの活動資金助成とこの地区協議会に対する補助は、別のものということでいきたいと考えています。

2番「地域協働事業への助成」と3番「まちづくり活動助成」は、将来的に自治基本条例の中で新たな地域自治組織をつくり上げていく、こういうことを検討しておりますので、その新たな地域自治組織ができたときには、地区協議会に対する補助金、それからコミュニティ団体に対する補助金を一本化していくようなことも考えられると思うのですが、とりあえずNPOの活動資金助成に対する助成は、一応別のものとしてやっていくという考えです。

【部会長】

一本化できないのかという質問に対するお答えをいただきました。生涯学習コミュニティ課から、同じ質問についてどうでしょうか。

【説明者】

協働という観点では、方向性が一緒ということは認識をしています。

ただ、地区協議会への補助という点では、NPOへの支援という形とは異なっています。

目的や支給対象が違うということで、現在別立てとさせていただいているところですが、そうはいっても内容の類似しているもの等については精査が必要だという認識は持っています。現在、自治基本条例の検討をしている中で、地域自治組織について今後いろいろ動きが出てくるという中で、事業補助という形の支給方法につきましても見直しが必要なのではないかという点と、地区協議会そのものが今後、地域自治組織にそのまま移行するのか、または見直し入るのかということを、議会、区民、私ども3者で検討していくという中で、さらにいい形にしていくべき事柄であるという認識は持っています。

【部会長】

今のお答えを参考に評価をしていきたいと思います。

【委員】

NPOの申請数は減っているということですね。NPOの数が減っているのか、あるいは受けにくい形なのかということをうかがいたい。

それから、基金は一般の人からの寄付も入っているわけですが、そのPRが非常に弱いというか、そういうものはあるということを知らない人が多いと思います。

【説明者】

NPOの数については、減っているということではなく、増えてきています。新宿区内に内閣府認証のNPOがありますけれども、750を超えています。それを前提にしてお話させていただきますと、この活動資金助成の申請件数は、減っているということではないのです。21年度は、4団体の助成をしましたが、申請は15団体ありました。20年度は17団体の申請があつて、8つの事業についての助成を決定しています。19年度につきましては、16の申請件数があつて、8つの事業が助成の決定を見ています。

申請件数だけ見ますと、それほど減っているわけではありません。この活動資金助成の対象となる事業の選定を、学識経験者の方が座長になって、NPO関係者、企業のCSR部門、公募の区民の方で構成している「協働の支援会議」というところで審査していただいています。その中で本当に活動資金助成の助成対象としていいのかどうかというのを相当厳しく、厳格にチェックしていただいています。そのような中で21年度については、助成の対象にするのは4つになってしまったというのは結果としてのことです。

この活動資金助成の原資が、先ほど言いました基金ですけれども、基金については法人の方、区民の方からご寄付をいただきながら、それを活用させていただいているわけです。そのPRですが、区の広報、ホームページ、それからキラミラネットという区民活動支援サイトの中など、いろいろな機会をとらえて、ご紹介させていただいております。それから、この協働事業を紹介することでは、活動資金助成を紹介するパンフレット、冊子等もつくっております、その中にご寄付いただいた方の紹介、どういうふうに使われているのかというのを、冊子としてご紹介させていただいています。一定の周知等については図ってきているところなのですが、まだまだ区民にPR不足だということを一方で認識しておりますので、より一層この基金の趣旨について、区民の皆さん方にわかるようなものを考えていきたいと思っています。

【委員】

今おっしゃった申請件数は、それほど少なくはないと。むしろ審査が厳しくなって、内容を厳選した上で昨年度は4団体というお話なのですが、区のホームページで拝見したところでは、申請する段階から毎年似通った団体名が多いのではないかなという気がしました。

結果的には、選定された団体も、継続してもらっている団体が多いなと思いました。そもそもNPO活動登録をした七百いくつというのが全部こういう事業をしたいという団体ではないと思いますが、こういう仕組みを活用できる団体数というのを、どのくらいの数と区では考えていらっしゃるのかが気になります。似通った団体が毎回手を挙げるのではなくて、もう少し多くの団体がこの助成金を活用できるような仕組みはないのかなと思います。

【説明者】

新宿区に先ほど750を超えるNPOがあると申し上げましたけれども、実際区に登録しているNPO団体は90団体で、そこがこのNPO活動資金助成の対象になる団体なのです。

同じような団体が毎年申請をしてきているというケースもございました。これはNPOが活動する上での資金面での援助、助成をするという趣旨で始めました。一方で、NPOにも行政側からの助成に頼らないで、独り立ちをしてもらいたいと思いがありまして、今年度から回数制限を設けることにいたしました。

同じ事業については引き続き3回まで。一方で、新たに申請をしてもらう団体を増やすという意味でも、新事業の立ち上げ制度、新事業の立ち上げ助成というのを行いました。そちらのほうは、補助率の4分の3という形で引き上げております。通常の一般のNPO活動資金助成の補助率は、事業費の2分の1、上限50万円です。

新規事業の立ち上げにつきましては、上限30万円で補助率4分の3という形で、新しく活動資金助成を受けられるような仕組みづくりもしてきております。

さらに、NPOに限定していますけれども、もう少し広げてNPO以外でも、この助成対象にしていえるのかどうかというについて、これから検討はしていきたいと思っています。

この制度を有効に活用していただくために、いろいろな形での工夫をこれからはしていきたいと思っています。

【部会長】

では、公衆浴場の関係にいきます。

【委員】

この回答だと、機能的にはふれあいの場としての機能をより続けていきたいということです。ことぶき館にはお風呂もついている。公衆浴場としてのことぶき館はどう理解したらいいのですか。

【説明者】

ことぶき館のお風呂は男性、女性と日にちを分けています。ですから毎日ということではないということです。それからことぶき館について、これから大規模な改修を行う場合は、風呂をだんだん減らしていこうという基本的な考えです。

一方、平成元年に64あった公衆浴場は、今現在31に減っています。これは、自家風呂の保有率が95%を超えている中で、公衆浴場に行かなければならないというご家庭が減ってきています。それに伴って公衆浴場の利用者の数も減ってきていて、平成元年に比べて半分以下になってしまったというのが現状です。ただし、お風呂を持っていない方もまだいらっしゃいます。公衆衛生というのは、新宿区全体として確保しなければいけないということだと考えられます。

また、いわゆるお風呂での裸の付き合いということ、これによっていろんな方と地域におけるコミュニティを形成できる、そういうことも期待はされています。

ただし、これから先、公衆浴場のあり方いったときには、浴場の機能を、単に来て話をして、お風呂に入って、ということだけではなくて、さらにそこを活用した、例えば介護予防、健康

増進的な区民の健康管理というものも視野に入れながら、公衆浴場に対する助成ということを考えることが必要になるのかと思っています。

【部会長】

今のご回答と、それから書面による回答を総合すると、やはり法律に定められている健康の増進、衛生の向上という、法律に規定された公益が第一義的なもので、それを根拠に補助制度はできているというのがつながって、副次的な機能として社会的な付き合いができるという仕組みであるということだと思います。

【委員】

それでしたら、地域にバランスよく配置したらいいのではないかと思います。例えば四谷地区なんかは公衆浴場少ないと思います。

それから、7月15日の区報に、喜久井町のお風呂屋さんが廃止になりましたというのが書いてありました。これはどういうことで廃止になったのですか。

【説明者】

潜在的に利用者が減ってきているのがありましたが、後継者がいない。後継者不足というもの、お風呂屋さんの廃業の中では深刻な問題になっています。そのため、やむを得ず6月末で廃業したということです。

【部会長】

適正配置ということは、こういう補助制度によって十分保障されるかという問題意識なのですが。

【説明者】

地域的な偏在ということでは、今のところ全くない地域というのはありません。しかし、距離がちょっとあるような地域もあります。けれども、お風呂屋さんによっては、休業日が違ってきます。なるべく休業日が重ならないようお願いをし、いろいろな形でご協力をいただいているところです。これ以上減らしたくないというのが本音のところでは。

【委員】

私は、それまでしてお風呂屋さんを守らなきゃならないのかということに、かねて疑念を持っている一人です。これまでやったって、多分もっと減っていくだろうなとも思っています。

お風呂が唯一のそういう触れ合いの場であるわけではないと思っています。

だから、お風呂の必然性、必要性を説明するのにはそういう言い方はもちろんあっていいのですけれども、お風呂がないと、そういう交流の場が保てない等という話ではないと思います。

【部会長】

それは、副次的機能だという答えなのです。主としては、やっぱり健康と衛生なのです。

【説明者】

あくまでも副次的にそういう期待もあるということをお話させていただいています。家にお風呂がある方でも、子世帯と一緒に住んでいる高齢者の方の中には、家の風呂には入りづらいという高齢者の方もいらっしゃいます。そういう方にとっては、公衆浴場というのがほっとし

で入れるようなお風呂ということで、ご利用いただいているケースもございます。これから高齢化社会を迎える中で、車いすの方についても、お風呂に入れるような改築をする場合の助成等ももっと積極的にアピールしていきたいと思っています。そういうことも含めて健康増進というほうに、だんだん切りかえていく必要があるかと認識しております。

【部会長】

どうもありがとうございました。

次に地域協働事業等についてお願いします。

【説明者】

こちらの制度は、地域のコミュニティ団体、このコミュニティ団体自体はかなり零細な団体が多いのですが、その活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図るということを目的としています。簡単に申し上げますと、そういったコミュニティ団体の方々が行う事業に対して、財政の支援を行うというものです。

現在、特別出張所が新宿区内に10所ございます。そちらの1所を1地区に分けて、各地区30万円の予算、総額で300万円の予算を使いまして事業を行っているところです。

今までの経緯を申し上げますと、事業自体は平成15年に発足したもので、当初は、1件5万円、予算総額が60万円程度から出発しまして、その後逐次拡充をする形で、平成18年度から300万円の枠で実施しているところです。

ちなみに、大体毎年執行率で申し上げますと、去年は80%若干切るところですが、この間およそ8割から9割程度の執行を行ってきているところです。

【委員】

地域によって盆踊り大会とかそういうものもこのお金が活用されています。それは、町会の中で集めたお金でやる、あるいは地域で寄付を募ってやるとかというイメージでした。これ毎年もらえるとは限らないわけですね。

地域のそういう大きなイベントが毎年その都度申請して続ける、もらえればできるという状態でいいのかなというような疑問をもちました。そういうことについてはあまり審査する段階では問っていないということですか。

【説明者】

あくまでも補助金額は10万円ということで、地域のお祭りになりますと、総額でいいですとこれはそれを大幅に上回るようなお祭りになるのですが、その中でも例えば、すべてが補助対象ではなくて、これは要綱を定めて行っている事業で、地域のコミュニティ活動に資するというような目的の項目について補助するという形をとっています。

補助決定をするに当たっては、これは各地区、特別出張所の所長をメインとした職員と、地区協議会から推薦をいただいた地域の方が審査会に入りまして、目的が合致しているかというようなことを論議していただいています。どんなものでもということではなく、その都度目的に合致しているかという審査は、すべてのものにされていると認識しています。

【委員】

審査基準は何なのか、地域活性化に役立つということをだれが判断をしているのか。

また、先ほどのまちづくり活動助成との結びつき、もうちょっとまとまったような格好にできないのかなという、その2つは。

【説明者】

最初にご質問いただきました審査基準について、これは助成要綱の中でもいろいろ挙げておまして、区民の文化芸術活動の向上に資する、青少年や高齢者の居場所づくりに資する、世代間交流に資する、区民の学習機会の提供に資するもの等です。

そこに当てはまるかどうかというのは、審査委員の皆様の価値基準の中で判断いただくということになろうかと思います。

2点目、地区協議会との重複についてということだと思います。コミュニティ活動を推進するという方向については、どちらもこれは同じ方向を見ていると思っています。ただ、どうしても補助対象ということで申し上げますと、地区協議会というのはあくまでも地域の団体の方、または公募の方が参画して、区政の参画だとか問題解決の場ということで、ある意味、区のほうでそういった制度を使ってコミュニティ活動を推進していこうという仕組みで、それを盛り上げるための補助金なのです。しかし、地域協働助成につきましては、既にある意味取り組んでいる地道な活動というのもまだ一方ありますので、将来的にはそういうものが一本化する可能性はあると思います。

自治基本条例で新たな地域自治組織が検討されていますので、その経緯を見た上で変えていく必要はあろうかと思いますが、現時点ではやはりそういった活動についての助成はしていかなければということです。

【委員】

NPOの話で、今年度から回数制限をする、つまり団体の自立を支援するという、本来そうあってほしいなと思っている方向に向いているという意味では、改善が図られていると受けとめていたのです。この問題も、本質的には同じですね。一つは、同じ団体が連続して毎年もらうことができるのかどうか。その辺、まずどうなのですか。

【説明者】

制度上の制約はありません。毎年複数回、累計しますと複数回助成を受けている団体が多いのが現状です。事業を起こした場合に、ある目的を達成して終わりというものも一つあると思います。しかし、どうしても対象にしている事業というのが、継続的に行うイベント等が多く、毎年実施するたびに適用するということが多くなります。反対に、この助成が受けられるので継続しているというのものもあるようには聞いております。そういう論議は、もちろん審査員の方々からもいただいたことがございます。大体30万円の予算枠ですので、10万円ずつですと3つ助成対象になるということが多いわけなのですけれども、例えば5個、6個あった場合には、やはり複数回受けている方には遠慮いただくということも出てくるかと思うのですが、毎回通っているという現状を見た場合に、私どもの地区でもそうなのですが、たまたま助成枠が3件、

4件程度だったので、その中におさまる。要は倍率が3倍、4倍にならなくて、その枠の中におさまっているので、毎回助成をさせていただいているという事例はあります。

【委員】

それを、先ほどのNPOの改革・改善のように、回数を制限するという考えはないのですか。

【説明者】

はい。これは、今のところは、ちょうど枠におさまっているという現状があったので、大きな議論にはなっていないところは事実です。

ただ、15年から始まっておよそ7年間やっているわけなのですけれども、これがもっと続いたときに、本当に10回、20回もやっていていいのかという論議はもちろんあると思いますので、やはり回数制限みたいなものをどうしていこうかというのは、考えていかなければいけないと認識しています。

【部会長】

地域センターを管理しているのは地域センター管理運営委員会で、地区協議会とは別で、これを統合するということは今のところはないのだけれども、自治基本条例をきっかけに統合していくかもしれないと感じたのですけれども、地域センターをもり立てるための補助事業というふうに理解しては間違いなのでしょうか。

【説明者】

地域センターがこの事業をあてにして事業計画をつくっているというのは、間違いではありません。地域センターの事業を補助対象にしているというのは多くあります。

【委員】

逆に、申請件数はもう増えないから、このまま同じところまで続いていていいのだという言い方になってしまう。区報ではお知らせしていると思いますが、こういう制度があって、こういうふうに使えるということを知っている人たちはごく限られています。地域センターをよく使っている、活動実績が長い団体、町会、地区協議会等でこういうものを熟知している方にしか届いていないのではないかという問題意識はないのですか。

【説明者】

その辺は苦労しているところで、各特別出張所のやり方も多少違うところがあるのですが、大きく見ますと、町会などの掲示板にビラを張る、区の広報に出す、区のホームページ、特別出張所のホームページ等でお知らせしているというところなんです。広く一般の方にお知らせする方法というと、大体そういう方法になってくるといえるのは事実です。ですから、関心を高く持ってごらんいただく方でないとは把握し切れないというところはあるかと思います。反対に、毎年受けている方については、そろそろまた申請時期だからということで申請をされるということもあります。

PRを十分しているつもりではあるのですが、さらにほかの方法もあることもありますので、やはり今の状態に満足せず、周知方法については見直しをしていきたいと思っています。

【部会長】

毎回、ほんのわずかであっても新しい団体から手が挙げるとか、そういうことがあるとおもしろいと思うのです。そういったことはどうですか。

【説明者】

それはもちろんあります。大体各地区、3つ4つずつの調整実績ですけれども、その中に必ず毎回出てくるところももちろんあるのですが、その中での入れかえというのは実際あります。

すべて指定席ということでやっているものではないというところは実態です。

【部会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

地区協議会への支援が一律200万円から事業ごとに配分するという形になったのはよかったと思うのですが、町会、自治会と地区協議会との関係というのが、どうも皆さんはつきりわかっていない。

区としては、どういう意味で地区協議会というのをおつくりになったのか、そのあたりを聞きたいのですね。今の町会連合会だけでは地域を網羅できないから補完する意味でというのだったら、どうして町会の加入率というものを地域活性化の指標に選んでいるのか。そこが矛盾していると思います。

町会そのものを活性化されるはもちろんいいですけれども、社会情勢に合わなくなってきたから、町会あるいは自治会への加入率が落ちてきているということがあると思います。

今後、単身世帯が増えてくると、加入率は下がることはあっても上がることは望めないと思います。それなのに、どうして加入率というものを指標に選んでいるのか。そのあたりがどうも納得できないのです。

それと、基本計画の中には都市型コミュニティの醸成というような言葉があります。その都市型コミュニティというのを、どういうものと考えていらっしゃるのか。具体的に、どういう形を考えていらっしゃるのか。その辺も言葉としてはわかるのですが、具体的な姿が思い浮かばないのですが。

【説明者】

まず、町会の加入率について、町会がある意味で衰退しているところで、また地区協議会を後押ししている中で、そういうようなものを目標に挙げるのはどうかという話だと思います。これは私の主観的な意見になって申しわけないのですが、町会が以前に比べて加入者の数ですとか取り組みの密度みたいなものは落ちているのだとは思っています。ただ、一方で、いろいろなコミュニティ活動を担うとか、例えばその地域の環境問題、浄化問題について、一線で働いていらっしゃる方は、町会の方が主になっているところがあります。必要性があつて地域でそういう取り組みをしているわけですから、それに対しての支援、サポートというものもあるかと思います。

地区協議会をつくったという経緯というのは、本当に価値観・ニーズが変わってきて、今ま

ですべての方が町会に入ってきたという時代がありましたが、そこには入らず、もっと入りやすい、また反対にいつでも抜けられるようなものを求めている、というところもあろうかと思えます。ある意味、そういった受け皿として地区協議会みたいなものが必要である。その多様性に応じて、そういう制度をつくってきたと、私は理解しています。

今まで町会だけで担ってきたものを、2つの柱で推進していけば、以前より近づけるということもできるのかなというところで、一方の町会に後押しをするという目的はあるのではというふうに思っています。

あと、都市型コミュニティはどのようなものなのか。これについては、定義を明確に書いていないところですけども、今前段で申し上げたような、地方に行くともだまだ町会、自治会が主で、また青年会なんかが地域をある程度まとめているところもあるのですが、やはり地縁関係が薄れていく都市部では、なかなかそれは望めない。

行政が受け皿、仕組みをつくって、活動領域をある程度やっていかないと、地域のコミュニティ活動が成り立たないところがあります。そういったものをいわゆる都市型コミュニティの推進と。都市だからこそ、弱い面をある程度バックアップする必要があり、そういったある意味弱い部分を抱えたコミュニティというものが、都市型コミュニティなのかなというふうに、私は認識しております。

【部会長】

今のことは非常に大きな問題で、公式の立場でお答えいただくというわけにも必ずしもいかないご質問だったかと思えますけれども、果敢に答えていただいて、どうもありがとうございます。

それでは、これで地域調整課と生涯学習コミュニティ課、それから特別出張所の補助事業に関するヒアリングを終了ということにさせていただきたいと思えます。

次は、消費者支援等担当課長から簡単に説明いただいて、こちらから質問させていただきたいと思えます。

【説明者】

基本的には消費者基本法第26条に基づきまして、消費者団体の健全な育成を図るのが責務である、と位置づけられていますので、その趣旨にのっとった事業を行っています。

消費者団体連絡会というのが10団体で構成されています。それ以外に、それに類するものが、15団体ぐらいある状態です。

「消費者活動促進等事業助成」は、大まかに言いますと、消費者団体連絡会の会員の方々の活動に対する助成が主なものです。21年度につきましては、10団体、25事業。参加者としては1,157名の参加をいただいて、各種の事業に対して助成しているというところです。

補助率ですが、基本的には団体では資力がないということもございまして、負担の軽減でありますとか、講座の参加費等の負担軽減のために、補助率を上げさせていただいたというところです。効果としては、団体さんが1つ増えましたという部分と、それから参加費の引き上げを行ったものがあります。

ただ、あともう1点ございますのは、平成21年9月に消費者庁が発足をいたしました。21年度から23年度までは、国からの交付金で都道府県が消費者行政活性化基金というものを設けまして、地方に交付しているという情勢もあります。そういう情勢をとらえまして、区でもさらに調整を、うまくしやすいというような形で変更したというところでございます。

【部会長】

順に質問をお願いします。

【委員】

21年度の実績において132万7,000円で、25事業で割ると1件当たり5万円位ですね。

これの補助率が3分の2だと、その2.5倍。1件当たりとしては7、8万円の事業。

【説明者】

事業が重なっている場合が多くあります。

【委員】

それで、どういうことができるのですか。

【説明者】

大まかに言いますと実際に物をつくって確かめてみるというような、学習会みたいなものが大きなものでございます。

あとは研究等というものもあります、それはトピックというようなものを取り上げて、各団体に調べて、それを発表したりするという機会に使っているというものです。

【委員】

そういう活動で得られた成果みたいのは、いわゆる一般区民にどう還元されているのですか。

【説明者】

基本的には、2年に1度ですけれども、消費生活展というイベントがあります。そちらで活動の成果を皆さんに見ていただくというのをやっています。大きいイベントと小イベントを隔年でやっていますので、その小さいほうのときには、会場に展示をして周知を図っているというところです。

【委員】

消費者庁もできて、消費者が生産者に対するクレームを今は言う時代になっていますね。この助成がそういうことに貢献する活動かと思って読んだのですが、全く違った。

新宿区に消費生活センターがありますよね。そういうものとつながる活動助成、そういう活動をしている人たちっていうのはいないのですか。

【説明者】

全く別個にということではないのですけれども、直接、消費生活センターの心臓部は、どうしても相談を受けて答える、あるいはあつ旋という業務になってしましまして、日々お客様に対応していかなくてはいけない部分もあります。

そういうのは一応心臓部としてはあるのですけれども、委員おっしゃるとおり、このような団体、当然そういう問題意識を持っていらっしゃいますので、月に1度ぐらいは相談員同士の

事務連絡会みたいなものもごございますので、そちらで各団体から上がってきたものはご報告させていただいて、連携して問題を共有しているということはありません。

【委員】

行政がそういう団体を支援して育てるという意図であるならば、そういうこととつながった形で支援、助成をしていくのがいいと思うのですけれども、行政にそういう組織があって、国でも重要性の認識を持っているわけだから、そういう方につながっていくものであったらいいのと思います

【説明者】

各団体の得意とするところ、団体のやりたいことというのはあらかじめあるかと思います。ただ区でも、そのような関係団体の方々にいろいろ協力依頼をし、連携をしながらやっていたくという関係もあります。

【委員】

年に一度の消費生活展、素晴らしいパネルが並んでいます。

いろんな啓発効果もあるものがありまして、ですから各団体5万円というのは、無駄ではないと思います。

5万円というのは、1つの団体に対してということだと思うのですが、それ以外にも消費者団体連合会として大きな講演会を出すときの講師謝礼、大きなイベントの費用というのはまた別の予算が取ってあるのですか。

【説明者】

消費者団体連合会に委託する事業も当然ありますので、そちらは別の経費です。

【部会長】

この分野で各地域に行政委嘱員みたいなのはいないのですか。消費生活推進員みたいなのは特にないのですか。

【説明者】

そういう方はいらっしゃらないです。

【委員】

これは選定方法が公募になって、外部審査委員は1人、全体数が4人という構成、外部委員1人というのは十分なのですか。

【説明者】

望ましいのは、やはり半数程度かとは思いますが、実際には東京都の消費者センターの方をお願いをしています。東京都が大きなセンターを持って消費者行政に取り組んでいますので、その知識をこちらにも教えていただきながらという形で執行しています。

ただ、割合については検討事項として挙がっております。

【部会長】

東京都の人が外部委員なのですか。

【説明者】

そうです。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、消費者支援等担当課のヒアリングを終わります。

続きまして、文化観光国際課です。

【説明者】

まず1点目、「ミニ博物館運営事業助成」から入らせていただきます。

こちらは補助の目的としては、区内に所在する文化財、文化資源を有する社寺、産業設備、地場の産業の印刷・染等、あるいは伝統工芸などに対して、施設の一部の改修などを行い、ミニ博物館として、そこにあるもの、あるいは施設というものを一般に公開をさせていただいて、特に文化の発展に寄与するというのが補助の目的になっております。

平成3年から事業がスタートしておりまして、現在7館、ミニ博物館があるというところです。

補助の対象は、最初に例えばミニ博物館をやりたいのですけれどもというような相談をいただく中で、ミニ博物館にしていくかどうかを、要綱に照らしながら決めていきます。新設の場合には上限500万円の補助金、ミニ博物館として運営を開始した後は、運営補助として月額1万円を補助させていただいています。

博物館ですから常設の展示を基本としながら、内容が例えば古くなる等々あった場合には、展示換えあるいは施設の改修をする。そういう場合に上限250万円限度として補助金を確定払いで支出していくというものです。

2点目が、「新宿区文化財保護事業に関する補助金」です。こちらの文化財というのは、新宿区の文化財保護条例に基づいての文化財ということになります。文化財制度の中では、現在、指定文化財、登録文化財という2つの形がありますが、希少性とか物の本質性みたいなところで、より純度が高いものが指定文化財という取扱いになっています。登録文化財については、指定文化財よりも、もう少し緩やかな文化財として、制度を運用しているところです。

指定文化財については、そのものを引き続き大事にしていってくださいよということで奨励金をお支払いしているというところです。

それから、それとは別に、例えば仏像ですとか彫刻みたいなものが壊れてしまった。それから無形の文化財ですと、活動そのものが文化財になっていますので、例えば、太鼓の皮の張りかえをしなければいけない。そのようなものに対して、修理費、修繕費、そういうようなことを補助金という形でお出するような仕組みをとっております。

毎年、こういう仕組みもありますということを周知させていただいている中で、21年度については実績がなかったということです。

この文化財については、基本的に個人が所有するものということですが、絵画、仏像等、美術品等の修復等に当たっては、修理をする期間が一定かかり、金額についても一定のものが発生してまいります。一義的に所有者の判断ということがあります中で適宜相談いただきながら、補助率を2分の1に設定してやっているものでございます。

文化財については、最初に指定とか登録をする際に、必ずご本人の同意ということが必要になってきます。本人の同意がなくして、行政側の判断だけで文化財にするということはしておりません。そのときに文化財として指定あるいは登録をした場合には、後々一定のものが壊れる、修理が必要になった場合には、こういう補助制度もあるということも、一つ大きな動機づけとして、効果を発揮していると判断しております。しかしながら、補助の全体の目的ということを考えた場合には、もう少し補助金全体の中で仕組みの工夫をしていくことが必要と思っています。

特に無形の文化財というものが、区内で指定物件が6件、それから登録物件が2件ほどあるのですけれども、戸塚囃子、百人町の鉄砲隊、落合の餅つき唄等いろんな活動があります。これはある意味活動して発表することによって、次の人がまた入ってきてくれるということにつながってくるものかなと思っています。そういう中では、用具の運搬費ですとか遠征費みたいなこと、こういうものも含めて、支援することが、次の世代に無形文化財を継承していく、無形文化財を伝える人を育てていくというところでは、もう少し制度設計、工夫をする余地があるのかと思っています。

【説明者】

「外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金」について、制度を含めた説明をさせていただきます。

こちらの制度の目的は、経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して、新宿区が経済的支援という意味で補助金を交付して、保護者の方の負担を軽減するという制度です。

この場合の外国人学校なのですが、「外国人学校児童・生徒保護者補助金交付要綱」に定められておりまして、学校教育法で各種学校として認可されている学校法人の東京朝鮮学園、それから学校法人東京韓国学園、それから財団法人東京中華学校の3つの学校法人が設置する学校に通っている児童・生徒を養育している保護者の方に、補助金を出しています。

学校数としましては、東京朝鮮学園の学校が4つございますので、全部で対象校としては6校でございます。この外国人学校なのですが、必ずしも新宿区にない学校もございまして、東京韓国学園だけは新宿区の若松町にありますが、それ以外は他の区にあるという状況です。補助金は、児童・生徒1人につき月額6,000円を支給しています。

この補助金は、教育委員会の就学援助という区立小中学校に通う児童・生徒に支給する制度の所得基準に準拠しまして、所得制限というものを設けています。

この補助金は、平成17年度から文化観光国際課で実施しています。区が推進している多文化共生施策の一環という位置づけで、外国人の子育て家庭に対して経済的な支援をしようということで、文化観光国際課が実施するという整理です。

経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して補助を行うという整理をしていますので、外国籍でなければいけないということではなく、例えば日本人の児童・生徒の保護者であっても、この補助金の対象とさせていただいています。

【委員】

ミニ博物館ですけど、今7つありますよね。これから増やしていくとしたら、どういう文化の範ちゅうで広げていきたいと思いませんか。

【説明者】

このミニ博物館を、今の段階で増やしていくというような考え方は持ってございません。神社・仏閣、染織、あるいは目白学園の遺跡等もミニ博物館になっているのですけれども、実際まちの中に、いろんな文化的な資源というものがあると思っています。江戸城の外堀のところの真田堀、戸山のところの教会、あるいは射撃場の跡等、現物を実物大の大きさで体感できる実物遺産というものが、まちの中にはいくつもあると思っています。

昨年の「文化芸術の振興に関する懇談会」の提言書の中に、「新宿のまち全体を博物館に見立てたフィールドミュージアムづくり、こういうことをやっていくことが大事である」とありまして、今後これをどう受けとめて、どういうふうに具体的に制度づくりをしていくのかということが大事なのだと思います。

ミニ博物館もそういう中で、まちの中にある一つの文化資源ということの位置づけだと私も思っています。区長の言葉でいきますと、土地の記憶とかまちの記憶という言い方になるのだと思うのですけれども、ミニ博物館の他にもいろいろな実物遺産がまちの中にありますので、そういうものをトータルに掘り起こして、観光のパンフレット、まち歩きガイド、博物館でやっている歴史探訪等、まち歩きの観光の仕組み等と連動させて、新宿のまちの持っている良さということを発信をしていく形で取り組んでやっていきたい。そういう中で、ミニ博物館という、ある特定の文化資源を今後取り上げて、例えば8館目、9館目、10館目というような形の事業展開というのは、今は考えていないということです。

【委員】

ミニ博物館は、区から、あなたのところは立派なものを持っているから博物館にしたらどうですかというふうな形で実現してくるものなのですか。

【説明者】

ミニ博物館そのものは、以前は計画事業で、計画的に区的意思として、例えば何カ所ずつ拡充をしていくという仕組みでやってきたものなのです。第三次実施計画まではそういう形でやってきているのですけれども、その後はそういう形でやってきているものではございません。

ただ、補助の仕組みなり制度ということで、要綱上、新設の規定は持っておりますので、例えばまちの方から、ミニ博物館にどうだろうかというご相談をいただければ、その中で個別協議という形での対応にしていきたいと思っています。

【委員】

建物は対象ではないのですか。

【説明者】

文化財の仕組みというのは多少複雑になっておりまして、国の持っている文化財の保護法の中でやっているもの、東京都の文化財に指定しているもの、それから区条例でやっているもの

という3層構造になっているわけです。

古い建物ということであるとすると、築50年から60年たつと、例えば国の登録有形文化財というものに、年次としてはもう該当してくるのです。ですから、例えば古い建物の中でその後はどうなのだろうかといった場合に、区内でも何件か早稲田大学近くにあった学生さんが住んだ宿舎というか、下宿で、登録有形文化財になっているものもあります。

ですから、建物については、このミニ博の仕組みと文化財の保護制度をあわせて、トータルで考えていきたいと思います。

【委員】

何から何まで補助していいと思っているわけではないのです。しかし、補助の仕組みの中で、例えば半分補助といったときは、残りの半分は本人が負担するわけですが、本人負担ができないから補助を半分もらっても修復等をするということができない。できないから朽ちていくというのはありそうな気がするのですけれども、どんなものですか。

【説明者】

ある部分悩ましいところで、杓子定規に言ってしまうと、「だから文化財は保護されないのだろう」という言い方になってしまうかもしれないのですけれども、法律とか条例の基本的な考え方というのは、「所有者がまず基本的に保護する」ということを一義的な原則としています。それに対して、大事なものだからせめて半分は行政が負担をしましょうということで補助率2分の1というところなのだと、基本的に理解しています。

そういう中で、ミニ博物館では、新規で開設や大幅な改修をする際には、100万円単位での補助金も用意させていただいています。文化財保護の補助金でも、やはりそういうような仕組みつくせてもらっているんですね。

そこから先に、例えば本当に古くからある建物が、どうしても残さざるを得ないといった場合であるとする、それはむしろ補助金の仕組みの補助率の中で解決していくということではなくて、建物そのものを買い取るとか、そうはいっても相手があることで、例えばコマ劇場は、新宿の、あるいは歌舞伎町の一つの土地の記憶として大事なものののですけれども、だからといって、すべて行政が買い取りをしていくことができるかということ、なかなかできない。そこが文化財の一番今つらいところなのですね。

そういう場合には、しっかりと記録として残していく。これも記録保存という言い方をするわけなのでも、そういうことで対応していくというのが、文化財行政の基本的な考え方かと思っています。

【委員】

区内に尼寺で最古の寺がありまして、そこに古くからの貴重なものがあるということで、見せていただきたいとお願いしたことがあるのですが、人に見せるとなるとやはりそれなりの陳列や何かしなければならぬので、難しいといわれました。歴史博物館等で展示していただけないかと話したら、やはりそこに運んだり何かということで無理だということで、そのままになっています。そういうものを広く地域の人に、こういうものがあるのだということを見せ

ていただきたいと思うのですね。そういうときには、どこにどういうふうに言ったらよろしいのでしょうか。

【説明者】

これもやっぱり悩ましい問題なのですね。文化財ということで、区で指定なり登録をさせていただいたものは、基本的に公開を積極的にしていただきたいということがあるのですが、やはり、ご開帳のタイミングだとかというのは、お寺、神社の方針等も一つありますよね。それから、本当に古くからあるもので掛け軸みたいなものと、日光、湿度の関係等ということもあります。基本的には公開をお願いしていきたいと思うのですが、一つずつの中での判断になってしまうというのが、率直なところです。

【委員】

夏目漱石の「吾輩は猫である」というのを日本舞踊にしたのがあるのですよね。それからあと、「坊ちゃん」を創作落語にしたのがあります。それを見せていただいたり聞かせていただいたりしたのですが、本当にすばらしくて。そのものをどういう形でふくらましていくのでしょうか。

【説明者】

今、文化財という部分と、伝統芸能という部分と両方あるのかなと思うのですが、どちらも人が伝承していくものということは間違いないと思います。

そのときに、文化財の仕組みの中でいきますと、指定だとか登録だとかいうところと、発表する場を積極的につくっていくための支援を何らかの形でやっていくことが、やっている人の張り合いにつながって、そういう舞台に立てるのだったら、次の人もというような、そういう流れをつくっていききたいというのが、今回の課題意識です。

もう一つは、全くこの文化財の事業とは別の話になりますが、子供のころからいろんな文化に触れる、文化に対しての興味を持たせるというところから入ってくる。多分両方から仕掛けていかないと、次にまで物が残っていかないのかなと思っています。

【委員】

文化財保護事業に関する補助金。予算としては40万円ですよね。それが昭和59年度から事業開始されていて、ここに上がっている19年、20年、21年の中では実績は1件であると。これは必ずしももっと多くないのはおかしいと思っているわけではないのですが、ずっと59年当時からこんなに1件あるかないかの範囲での申請だということなのですか。

【説明者】

これまでの実績についてですが、平成8年に有形の文化財で阿弥陀三尊来迎図で40万円の補助金を出しています。平成9年は、太宗寺の曼荼羅に40万円、それから平成10年は天然記念物としてのイチョウが40万円。平成11年が楽器の修復で40万円ということです。平成8、9、10、11、12、13、14、15年までは毎年、それぞれの団体等に出してきている実績はあります。

平成20年は楽器の修復ということで、今回の報告の内容が出てきたということです。

なお、今年も1件ご相談いただいているものがございます。

【委員】

こういう文化財という性格上、この程度の金額であっても、細々とどこかの団体が必要だと思ったときのために、続けていくことが望ましいという考え方ですか。

【説明者】

例えば数値目標みたいなものを立てて、毎年何件補修をしていくというようなものではないのだと思います。

むしろご相談をいただいたときに、必ず対応ができるように、そういう一定の枠は確保して、安心して公開をしてもらう。あるいは、新規に指定なりその登録なりということで同意をいただくときに、安心材料としてもらう。そういう性格の補助金だと思います。

【委員】

いわゆる指定文化財とか登録文化財とかいうのは何件ずつあるのですか。

【説明者】

指定の文化財が22年2月1日現在で100件です。登録文化財が39件になります。

【委員】

外国人学校の授業への助成のことですけれども。

若松地域に東京韓国学校があります。それで、その教頭先生とお話したときに、韓国学校に通ってくる子供の6、7割は、商社マンとかあるいは外交官の子弟だということで、将来の日韓の架け橋になるような人たちを育てていますというお話だったのですね。

日本の公立の小中学校に通っている外国人のほうが、生活・言葉・学習の面、いろんな面で支援が必要ではないかと思うのですが、そういう子どもたちに対しては、同じレベルの支援をしていらっしゃるということなのですか。

【説明者】

そうですね。

【委員】

それで十分でしょうか。

【説明者】

区立の小中学校に通う児童・生徒については、日本の制度で就学援助というものがございます。

【委員】

それと同じ金額。

【説明者】

いえ、これは全く同じ金額ではないのですが、こちらの外国人学校児童・生徒の関係については、これは月額6,000円、年間でいうと7万2,000円なのですが、就学援助のほうは、学習教材費だったりとか給食費だったりとか、項目ごとに金額を決めていまして、ただ年間にトータルしますと、ほぼ私どもで支給しているものと同じぐらいの額が支給されていると理解しています。

【委員】

同じ支給ということでしょう。

【部会長】

結果として、政策的にそうしているということです。それもある意味すばらしいかもしれないですね。国の建て前としては、各種学校だからしょうがないのだというところを、やっぱり同じ子どものことだから実施している。

【委員】

その助成6,000円。これは、学校に直接支払っているのですか、保護者に支払っているのですか。

【説明者】

これは、保護者の口座にお支払いをしています。

【委員】

学校に行くお金を保護者の口座に入れると、保護者はそれをほかに使っちゃうということが、議論されてますが、学校に入れるというための助成だというなら、学校に直接やるという発想は、合理的な発想だなと思っているのですけれども、その辺はどうなのですか。

【説明者】

平成16年度に補助金の見直しの審査委員会というのがございまして、当時、学校の指定口座に補助金を振り込んでくださいという学校もあったのです。検討委員会の判断としては、この補助金は、経済的に困窮している世帯に対しての補助であると。それは学校に対して支払うということは望ましくないで、個人に対して支払うように切りかえるべきであるとか指摘いただきまして、その当該校についても個人に支払うやり方に改めさせていただいたという経過がございます。

【委員】

区の支援といったら、それに使われるということが本来願わしい話ですよ。また別な議論もあるのですが、昨今の見直しの情勢を踏まえて、そういう見直しをする方向にありますかということですが。

【説明者】

現在のやり方で、今のところは今後もやっていこうというふうに考えております。

【部会長】

養育者に子どものための費用を出すという仕組みはかなり広く行われているので、そういう考え方がいいかどうかということになると、非常に大きな問題になりますね。

【委員】

対象となる児童、保護者は21年度の場合は114人であり、一方課題の中で、この制度を知らなかったという苦情も若干寄せられているということなのですが、この所得制限がある以上は、学校に就学している生徒イコール対象者ではないわけですね。その辺では、この114人という数字は、実績として出ているわけですか。

【説明者】

これは実績でございます。

【委員】

予算の段階から、もうそれが把握できているということですか。

【説明者】

実績として所得制限をクリアした保護者の方へ支給した実績が114人という形でございます。

申請方法については、学校を通じて、そこに通っている児童・生徒のご家庭に周知をさせていただいて、区に取りまとめて申請いただくという形をとっております。

【委員】

所得制限というのはいくらで、先ほどの区立に通わす人たちとの比較はどうかということ。それから、最終的には児童・生徒の就学安定性を保つことに寄与しているかどうかを、どういう目安ではかれて、定量化されていたら定量化があるのかについては。

【説明者】

まず、私どものほうで独自の収入基準というのを定めているわけではなくて、日本の制度である就学援助の所得制限を、そのまま使わせていただいております。

ですから具体的な数字でいいますと、両親がいてお子さんがお1人いる場合であれば、両親合わせた合計所得金額が約350万円以下というのが、一つの目安になっています。

お子さんが2人ないし3人という形になれば、その分だけまた制限額が大きくなります。

【委員】

水準は一緒ということですね。

【説明者】

はい。

【委員】

それが就学にどうつながっているか。非常に難しい問題ですね。

【説明者】

数値として、どれだけのご家庭の方が援助によって就学の安定を図られているかというところの具体的なものというのは、なかなか数量化はございません。ただ、例えば多文化共生プラザで、日本語を学んでいらっしゃる外国人の方のお子さんが、こういう支援を受けている、実際に経済的援助を受けているという声は届いています。

【部会長】

そうすると、基礎データとして、例えば、日本人の子であっても、それこそ人権問題なのだけれども、義務教育に通わせてもらっていない子供っていると思うのですね。そういう数って、ある程度つかまれていると思うのですけれども、外国籍市民の子供については、本来日本の基準であれば就学しているべきであるにもかかわらず就学していないとか、そういうデータってあるのですか。

【説明者】

不就学児童の問題は、確かに非常に大事な問題であって、数もきちんと行政としてある程度把握すべきという認識は持っているのですが、残念ながら、そういった不就学児童が果たして外国籍の中でどれぐらいいるかという具体的な数字は現在持っていません。

【部会長】

もしその数字がわかれば、ある程度どういう政策効果があったのかということについて、数字をもって示すことができるかもわからないですね。

【委員】

先ほど114人の該当する人たちが、間違いなく学校へ行っているということの把握はできているのですか。つまり、助成はしたけれども、何人がそれによって間違いなく学校に行っているかということは、確認していますか

【説明者】

基本的に、このお知らせと申請については、その学校の先生が実際に学校に通っている児童・生徒にお知らせを持たせて、それを家庭に子供が持って行って、それをまた親から申請が上がってくるという形をとっていますので、少なくとも私どもが支給しているこの114人は、皆就学しているという認識は持っております。

【部会長】

申請書に在籍証明書みたいなものはつけるのですか。そこまでしていない。

【説明者】

在籍証明はつけません。

【部会長】

ともかく学校を通じて知らせているから、大丈夫であろうと。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

それは不登校かも知れないけれども、一応在籍はしているだろうと。

こういう支援を受けている養育者の方々の保護者会みたいな、そういう集まりを持たれていますか。

【説明者】

特に私どもが、こういった保護者会というのを開催するということは、今まではありません。

【部会長】

基本スタンスとして、今ヒアリングさせていただいている3つの施策、全体としてはもう少し、もっと充実させて欲しいという全体の気持ちでやらせていただいております。そういう意味では、こういう積極的な施策をやられているというのは、なかなかいいことだなと思います。

歩いていてここは何坂で誰が住んでいたとか、と見せることによって、東京の持っている歴史性とか文化性が都民の共有財産になるという気がいたしますので、文化財についていくつか

積極的な施策をうたっているというのは、なかなかすばらしいことではないかと思います。

【委員】

手を挙げるのを待つのではなくて、文化財をこちら側から掘り起こしていく、そういうことをこれから積極的にやられては。

【説明者】

そうですね。学識の先生が調査団みたいなものを組んで、総合的に調査をしたのを、一件一件より深めるための個別の調査をやって、文化財保護審議会というところにかけて文化財として指定なり登録をしていくというのが、これまでのやり方だったのですね。

今回、NPOの協働提案でいただいたのが、そこをNPOがまちの人たちと一緒にあって、自分たちで掘り起こしをやろうということなのですね。

今、まちの中で、自分たちのまちをもう一回見つめ直して掘り起こすみたいなことができていますので、そういうもので掘り起こされたものを現地でしっかり発信できるようにして、それを今度観光政策なんかと連動させながら、あるいは先ほど申し上げたような歴史探訪だとかまち歩きの会みたいな人たちが、紙で見て歩くだけでなく、お話をしながらご案内をできると、提言でもらったフィールドミュージアムみたいなものも少しずつ近づいてきているのかなと思います。

そういう意味では、どうやればそれがうまくいって、どうするとうまくいかないみたいな、仕組みの部分でそういうものを少し明らかにしていくことができれば、他の地域でも汎用性を持った展開につながっていくのではと大いに期待しています。

【部会長】

どうもありがとうございます。

【委員】

公衆浴場に関してはまだ十分に伺ったという感じがしないですね。

【部会長】

公衆浴場の適正配置論についても、公衆浴場法はむしろ一定程度離すべしという規制をしているので、過密を防ぐという考え方なのです。むしろ、今、疎になっているという、その辺も法律に基づく政策体系と現実とが、だんだん乖離していつているのかもしれないですね。内風呂のない人のために公衆浴場を保持すると言っておきながら、入浴料は今や500円近くという。基本的な論点がなかなか整理し切れないというか、健康衛生増進というのだったら、ほとんど公営でやらないと無理じゃないか。公営にするという考えは一切ないまま日本は来ているわけですよね。その結果として、公衆浴場業者は補助金を受けながら入浴料はどんどん上がっていくと。そういった点、所管課も意識しながら計画してこういう政策体系になっているというのは、十分整合しているのかどうか、確信が得られないままヒアリングが終わったので、計画事業のヒアリングのときに、質問項目をもう一回整理して質問していただければと思います。

これで今日の部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<閉会>